

第85号議案 長崎市地球温暖化対策実行計画協議会条例を廃止する条例

目 次

1	条例廃止の概要	2 ページ
2	今後の体制	3 ページ
3	スケジュール（予定）	4 ページ

環 境 部

令和5年6月

1 条例廃止の概要

(1) 廃止する条例名

長崎市地球温暖化対策実行計画協議会条例(平成 21 年 3 月 23 日条例第 4 号)

(2) 根拠法令

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)(以下、「温対法」という。)

【条文抜粋】

第二十二條 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画の策定及び実施に関し必要な協議を行うための協議会(以下「地方公共団体実行計画協議会」という。)を組織することができる。

2 地方公共団体実行計画協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び市町村

二 関係行政機関、関係地方公共団体、第三十七條第一項に規定する地球温暖化防止活動推進員、第三十八條第一項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター、地域脱炭素化促進事業を行うと見込まれる者その他の事業者、住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者

三 学識経験者その他の当該都道府県及び市町村が必要と認める者

3 主務大臣は、地方公共団体実行計画の策定が円滑に行われるように、地方公共団体実行計画協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言、資料の提供その他の協力を行うことができる。

4 地方公共団体実行計画協議会において協議が調った事項については、地方公共団体実行計画協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画協議会の運営に関し必要な事項は、地方公共団体実行計画協議会が定める。

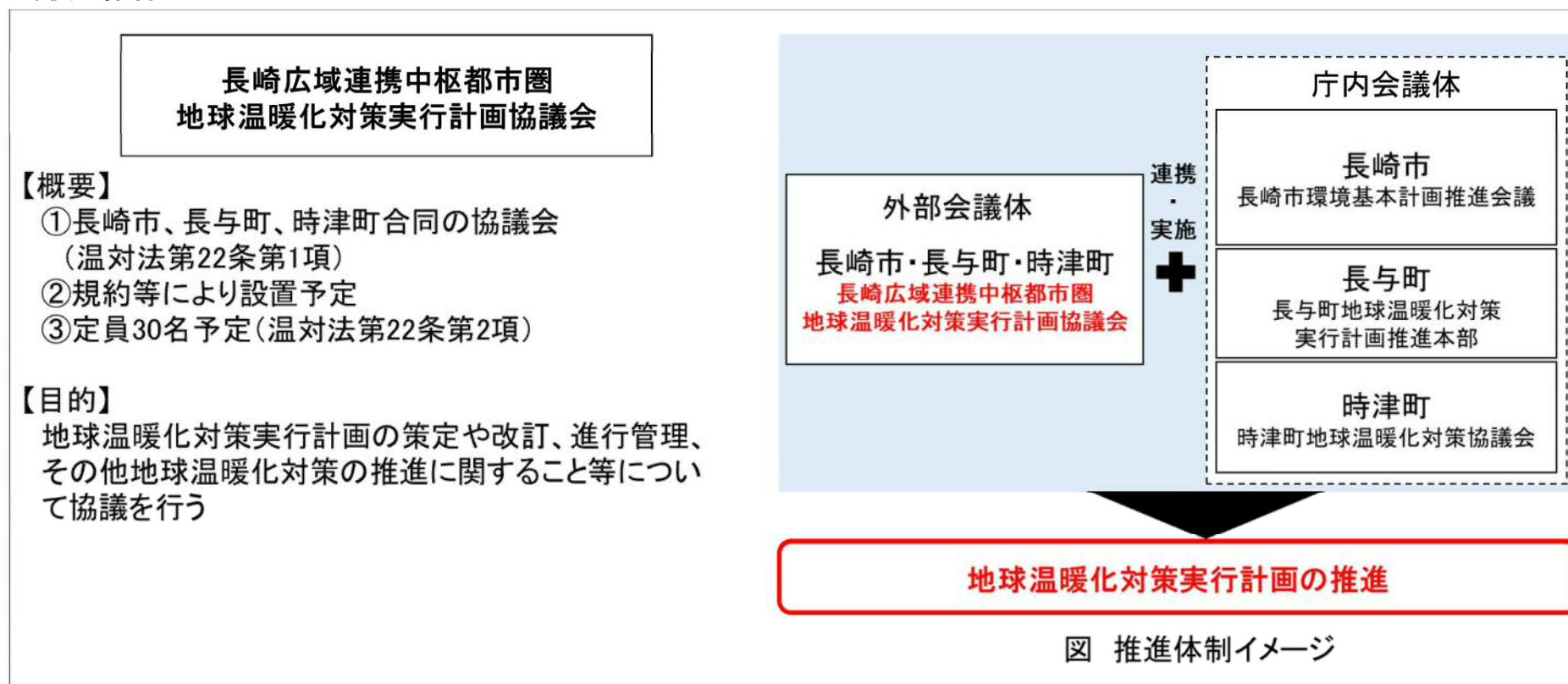
(3) 条例廃止の背景及び考え方

令和3年3月に長崎市と同時に「ゼロカーボンシティ」宣言を行った長崎広域連携中枢都市圏を構成する長与町、時津町と共に、令和5年9月を目途に地球温暖化対策実行計画を共同で策定する予定としていることから、新たに圏域全体で地方公共団体実行計画の策定及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することに伴い、長崎市地球温暖化対策実行計画協議会条例を廃止する。

(4) 施行期日

施行日は規則で別に定める。(長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画の策定日を予定)

2 今後の体制



3 スケジュール(予定)

年 月	市議会	内 容
令和 5 年 6 月	6月市議会	・条例廃止議案提案
令和 5 年 9 月		・長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画の策定 ・ <u>長崎市地球温暖化対策実行計画協議会条例を廃止する条例施行</u> ・長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画協議会設置